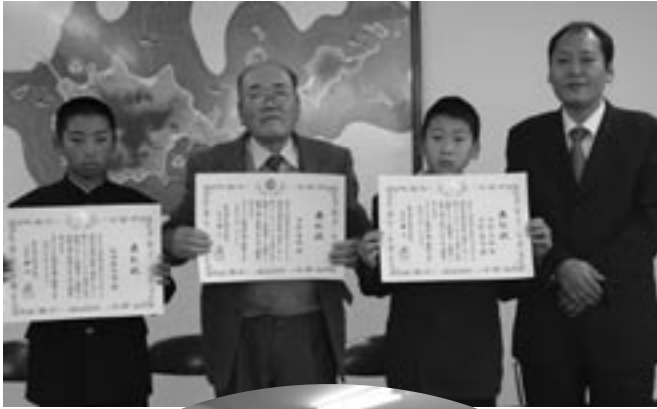


人命救助で消防長から表彰

家房の海岸で転落して2時間近く身動きが取れなくなっていた人を発見し、救助した6名が1月30日に柳井地区広域消防組合消防長から人命救助で表彰されました。

12月30日、近くで遊んでいた中原直也くん(廿日市市)と住田昭太朗くん(柳井市)が助けを求め声に気が付き、父の中原正敏さん(廿日市市)に知らせました。祖父の中原金雄さん、近所に住む浜本孝則さん、満恵さん(家房)が駆けつけ協力して救出。119番通報で救急車を要請し無事病院に搬送されました。直也くんと昭太朗くんはいとこ同士で、それぞれの家族とともに祖父の金雄さん宅に帰省していたときのことでした。家族と近所の人で連携しての救出に「命が助かってよかった」と話していました。



(右から) 表彰式に出席した
中原正敏さん、直也くん、金雄さん、住田昭太朗くん

戦没者等のご遺族の皆様へ／請求期限が せまっています

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成17年4月1日において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第八回特別弔慰金として額面40万円、10年償還の記名国債が支給されます。

この手続きの請求期限が、平成20年3月31日で終了します。期限を過ぎると受給権を失うこととなり、手続きすることができなくなります。

まだ請求手続きをされていない方は、手続きをされますようお願いいたします。

手続きは、福祉課および各総合支所、出張所で行っています。

■対象者(請求順位)／

1. 弔慰金の受給権者
2. 戦没者等の子
3. ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
- (戦没者等と生計関係を有していなかった方等は除かれま
- す)
4. 前記3以外の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
5. 前記1から4以外の三親等内の親族

(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます)

■問い合わせ／

- 福祉課 ☎ 77・5505
(たちはなケアプラザ)
大島総合支所
☎ 74・1001
久賀総合支所
☎ 79・1000
橘総合支所
☎ 77・5500
東和総合支所
☎ 78・1110

20歳になったら 国民年金

日本に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入して保険料を納めることになります。

自営業者・学生・フリーターの方などが20歳になったときは、住所地の市町村役場へ国民年金加入の手続きが必要です。また、厚生年金保険や共済組合の加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者の方が20歳になったときは、第2号保険者の勤務先を経由して加入の手続きを行うこととなります。

なお、第2号保険者が20歳

になったときは、加入の手続きは必要ありません。

■問い合わせ／医療保険課

☎ 77・5502

指名競争入札に参加 する資格審査は随時 受け付けています

■提出先／契約監理課

(周防大島町役場大島庁舎)

■受付期間／随時

■申請書様式／

- ・中央公共工事契約制度運用連絡協議会統一様式または山口県様式に準じる(建設工事等)
- ・周防大島町指名競争入札参加資格審査申請書(物品調達等・様式第2号)
- ・周防大島町指名競争入札参加資格審査申請書(業務委託・様式第1号)

■有効期間／

審査日(平成21年3月31日)

■提出方法／持参のみ受付

※提出に必要な書類等詳しくは周防大島町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.suo-oshima.lg.jp>

■問い合わせ／契約監理課

☎ 74・1009